

管理栄養士・栄養士養成施設の教育課程編成基準及び 教員要件の変遷とその背景

鈴木道子

管理栄養士・栄養士養成の大枠、即ち、その定義、就業年限、国家試験受験資格等については栄養士法で規定されているが、最低限具備すべき基準としての教育課程編成基準、教授する教員要件、設備等については、政令である栄養士法施行令、更に省令である栄養士法施行規則又は管理栄養士学校指定規則や、関係省庁からの通達・通知により規定されている。本稿では、これら法令等の規定から、教育課程編成基準および教員要件の変遷とその背景を明らかにする。

その変遷経過には、栄養士・管理栄養士の資質向上や専門職化促進、国民の疾病構造の変化などの社会的背景、また、大学設置基準等が関わる。また、教育課程変遷基準及び教員要件の変遷をみることにより、栄養学、特に臨床栄養学・公衆栄養学といった実践的栄養学が医学・医師から独立して体系化されてきたことがわかる。

キーワード：栄養士・管理栄養士・教育課程編成基準・教員要件・実践的栄養学

I. 問題設定

1-1 背景

日本社会は戦後の食糧難・低栄養の時代から、食糧・栄養の充足、過栄養の時代を経て、現在は過栄養に起因する生活習慣病のみでなく、若年女性・高齢者の低栄養など、多様な栄養課題を抱える社会へと変遷してきている。当然ながら、国家による栄養行政はその時代・社会のニーズに合わせて変化し、その担い手としての役割を期待され、栄養士・管理栄養士の養成がなされてきた。大正期に始まった栄養士養成は、1945年終戦の直前に制度化され、戦後も引き継がれてきた。戦前・戦中の栄養士は、実務本意の養成学校で養成されてきたが、戦後は、新たな教育制度のもと、短期大学や大学での資格取得が可能となり、栄養士養成施設として多くの家政系女子短期大学や女子大学が参入することとなった。その結果、栄養士有資格者数は急速に増加したが、質が問題とされるようになり、管理栄養士制度が誕生した。管理栄養士制度の誕生は、職能団体である日本栄養士会及び養成施設団体が、その主張を展開した結果の妥協の産物とも言える。しかしながら、近年では、複雑化・多様化する栄養課題に対して管理栄養士の専門職化への志向を、厚生労働省、職能団体、養成

施設団体が共有するに至った。

養成教育の大枠についての変遷、特に栄養士法改正に係る関係諸機関の動向については、すでに報告した(鈴木、2008、2009a)。また、多様な高等教育機関の養成施設への参入状況を報告するとともに、その背景を日本の高等教育政策、特に女子高等教育と私立大学政策との係わりで論じた(鈴木、2009b)。本稿では、管理栄養士・栄養士養成教育のより具体的なレベル、すなわち教育課程編成基準及び教員要件を研究の対象とする。

1-2 目的

管理栄養士・栄養士養成に係る大枠、即ち、その定義、修業年限、国家試験受験資格等については、栄養士法に規定されているが、最低限具備すべき基準としての教育課程編成基準、教授する教員要件、設備等については、政令である栄養士法施行令、さらに省令である栄養士法施行規則又は管理栄養士学校指定規則や、関係省庁からの通達・通知により規定されている。具体的な教育課程の編成や教員の採用は、各養成施設に任されているとは言え、法令等の規定は、養成施設の許認可に係る最重要事項である。本稿では、法令等(栄養士法・栄養士法施行令・栄養士法施行規則又は管理栄養士学校指定規則・関連通達通知等)で規定された管理栄養士・栄養士養成施設の教育課程編成基準と教員要件(特に資格に係る要件)の変遷過程と共に、その変遷の背景を明らかにし、その意味について考察を加える。なお、教育課程編成基準等の規定に関しては、より広くは、憲法、教育基本法、学校教育法、大学設置基準、短期大学設置基準が関係しているが、本稿では、栄養士法以下の法令を中心に検討し、大学設置基準等については最低限の記述にとどめる。

1-3 先行研究

管理栄養士・栄養士養成は、大学・短期大学・専門学校等高等教育機関により担われているが、その教育課程に関して、最も多い研究成果は、個別養成機関の教員による、担当教科を中心として教育プログラムの開発・評価、授業内容の工夫等に関するものであり(たとえば、赤尾、2007;藤森ほか、2004等)、その研究結果の多くは、学会誌ではなく、養成機関の紀要等に発表されており、法令等で規定された教育課程編成の基準は自明のものとされている。また、栄養士法改正に伴う新たなカリキュラムに関する解説や提言、意見表明などが、一般誌や職能団体機関誌などに掲載されている。月刊誌『臨床栄養』(医歯薬出版株式会社刊)は、2001年「管理栄養士養成新カリキュラムと栄養士の今後」の特集を組み、厚生労働省関係者、養成施設関係者等による解説・評価等を5編(荒井ほか、渡邊、中村、鈴木、南ほか、2001)掲載し、また、月刊誌『食生活』(株式会社カザン刊)は、2005年から2006年にかけて、新カリキュラムに準拠した具体的教育内容の解説と練習問題を掲載している(資料(1))。日本栄養士会は、その機関誌に2001年「特集/管理栄養士・栄養士養成カリキュラムについて考える」を掲載している(資料(2))。

この分野におけるカリキュラム全体について論じている学術研究の数は多くない。楠木(2006)が家政系管理栄養士養成施設(大学)教員としての立場から家政系大学の管理栄養士養成カリキュラムの現状と課題を報告し、さらに日本教育制度学会の「大学における二元行政下の専門職養成カリキュラムの検討」セッションで現行の管理栄養士養成カリキュラム基準の特色と大学のカリキュ

ラムの実際、さらに今後の方向について論じている(楠木, 2008)。また、村山(2005)は、管理栄養士養成の歴史・現状・課題を整理した上で、勤務校の新カリキュラムについて論じている。

管理栄養士・栄養士養成施設の教育課程基準の縦断的研究では、日本栄養士会が1994年発行の記念誌に「参考資料」として栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の教育課程の変遷と関連通達の一部を解説なしで掲載している(資料(3))。なお、この一覧は、科目配列が改変されており、法令等に記載されているものとは異なると共に、個別教育課程編成基準の出所法令等は記されていない。また、元日本栄養士会会長の藤沢(1999, p35～49)は、栄養士養成課程及び管理栄養士養成課程について縦断的に記載し、若干の解説を加えている。更に、藤原は、2009年発行の日本栄養士会記念誌に「参考資料」として上記資料や著書等の記載に直近の改正内容を加えた「栄養士養成施設の教育課程の変遷」と「管理栄養士養成施設の教育課程の変遷」を掲載している(資料(4))。

なお、他領域においては、杉森らが看護学教育課程論を展開する中で、看護師学校養成所指定規則に規定された教育課程編成基準の改正経過及びその背景と意義について解説している(杉森ほか, 2009, p77～146)。栄養領域に関しては、現在のところ、「看護教育学」に相応する学門分野は成立していない。そのため、栄養士養成教育及び生涯教育に関しては、それぞれが異なる専門領域を有する養成施設教員や現場栄養士、職能団体などが個別に論じることとなり、「教育」を中心とした研究の蓄積が少ない一因となっている。近年日本栄養改善学会が、管理栄養士モデルコアカリキュラム案を提示した(資料(5))が、法令等に規定される教育課程編成基準や国家試験ガイドライン等どのような影響を与えるか、今後の展開に注目したい。

1-4 方法及び資料

本稿の目的の一つは、可能な限り正確に法令等で規定された教育課程編成基準及び教員要件の変遷を明らかにすることである。栄養士法等法令及び通知等は、リーガルリサーチの手法(いしかわかほか, 2008)に基づき、検索および確認を行った。すなわち、『栄養調理六法』各年度版(資料(6))を参考に、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則の改正経過の概略を把握した上で、官報(資料(7))でその改正内容を確認し、教育課程編成の基準等の改正に係るものを抽出した。なお、官報の確認に当たっては、1947年5月3日以降分については国立印刷局が提供しているデータサービス「官報情報検索サービス」(資料(8))を利用した。教育課程編成基準の変遷の背景については、法令等と関連して発せられた通達、通知にある記載を参考にした。通達・通知の内容については、『栄養調理六法』及び厚生労働省のデータベース(資料(9))を利用し、一部厚生労働省担当部局より直接提供を受けた。1945年に制定された栄養士規則及び私立栄養学校指定規則については官報に記載されている事項を直接確認した。なお、本稿では、旧字体はすべて新字体に変更してある。また、法令等では、管理栄養士養成施設以外の養成施設については、単に「養成施設」又は「普通栄養士養成施設」等の名称を用いているが、本稿では「栄養士養成施設」と記述する。

Ⅱ. 戦前・戦中期の栄養士養成機関における科目・教育内容及び教員

1945年4月栄養士法の前身である栄養士規則(昭和20年厚生省令第14号)が制定され、初めて栄

養士は法的根拠を持つ資格（「地方長官ノ免許」）となったが、1925年から実質的な栄養士養成は行われていた。日本で初めてなされた栄養士養成は、当時の栄養研究所（国立）所長である佐伯矩が私費を投じて設立した栄養学校においてであった。元日本栄養士会会長で佐伯栄養学校卒業生である田島（1994）は、当時の学科目について、本科1年では「栄養研究綱要、食品化学大意、栄養細菌学大意、経済栄養、食品調理理論、食品加工学大意、食糧政策概要、献立の作り方、分析実験及び調理実習等であった。」と述べている。さらに本科後1年の高等科では、「個人や集団の栄養管理・指導を重視しながら、本科科目中必要な科目を選び、さらに研究的な学習が進められた。また、随意科目として、妊産婦栄養、小児栄養、患者栄養が設けられ、個人を対象として栄養状態に応じた人体面からの栄養管理の重要性が強調されていた。もちろん集団給食等一般的には栄養管理の重点が献立給食管理に置かれていた。」と述べている。なお、講師は国立栄養研究所の所長（佐伯矩）以下技師が当たったとされる。

他の栄養学校は、設置者が社会的ニーズを認識すると共に使命感をもって設立している。その一つに、香川昇三・綾夫妻（ともに医師）により設立された女子栄養学園がある。講義については「東大の医学部と農学部の若手俊英学者が中心」に行われ（香川，1997，p164）、教科目については「生理学、解剖学、食品学、有機化学、食品加工、集団給食管理、文学、それに私（注：香川綾）が受け持った一般栄養、小児栄養、妊産婦栄養、病人食、献立作成、基本調理など。」と述べている（香川，1997，p184）。

1943年、厚生省研究所国民栄養部研究会は栄養技術者養成所を設置している。その規則（資料10）に拠れば、栄養技術者養成所の目的は「国民栄養ニ関スル技術者タラントスル者ニ対シ皇道精神ニ則リ栄養指導ニ必須ナル各般ノ学理及技術ヲ授クル」こととされ、訓練期間は1年、授業時間は計1350時間とされている。第5条に規定されている授業課程は、国民道徳（40時間）、栄養学（210時間、内訳は栄養学通論・栄養化学・栄養生理学・調理原論・栄養学特論）、食品学（180時間、内訳は食品学通論・食糧生産・食品加工及貯蔵）、衛生学概論（60時間）、生活科学（80時間）、栄養改善指導要論（100時間）、庖厨技術演練（450時間）、研修（100時間）、体錬（40時間）、保健国策及食糧事情（40時間）、其ノ他必要ト認ムルモノ（50時間）とされている。栄養学、食品学、衛生学、栄養指導、行政関連等の授業を配し、庖厨技術演練や研修を授業課程に含む実務重視の教育課程であった。教員については、第6条に、講師若干名、指導員若干名とあるのみである。

1945年4月に、栄養士規則（昭和20年厚生省令第14号）とあわせて私立栄養士養成所指定規則（昭和20年厚生省告示第41号）が制定公布され、1947年まで効力を発揮していた。

Ⅲ. 管理栄養士・栄養士養成施設の教育課程編成基準・教員要件の変遷

3-1 現行教育課程編成基準・教員要件の根拠となる法令等（2009年12月末現在）

1947年12月に栄養士規則に代わって栄養士法（昭和22年12月29日公布法律第245号）が制定され、翌1948年1月から施行された。2009年12月末現在、栄養士法（最終改正平成19年6月27日法律第96号）第2条で、「栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄

養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。」「管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。」と規定され、第5条の3に管理栄養士国家試験の受験資格が規定されている。管理栄養士養成施設については、同条の3第4号「修業年限が4年である養成施設であって、学校(学校教育法第1条の学校並びに同条の学校設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの(以下「管理栄養士養成施設」という。)を卒業した者」の中で定義されている。栄養士法では、栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設に関して必要なことは政令、即ち栄養士施行令で定めるとしている。

栄養士法施行令(昭和28年8月31日公布政令第231号、最終改正平成13年9月5日政令第287号)では、第10条に栄養士養成施設の指定基準が、第11条に管理栄養士養成施設の指定基準が規定されているが、いずれも教育の内容、教員の組織、数及び資格、施設の構造設備等については、省令で定めるとしている。詳細を定めている省令は、栄養士養成施設については厚生労働省令である栄養士法施行規則、管理栄養士養成施設については、文部科学省・厚生労働省の共同省令である管理栄養士学校指定規則又は厚生労働省令である栄養士法施行規則である。

栄養士法施行規則(昭和23年1月16日厚生省令第2号、最終改正平成21年3月31日厚生労働省令第83号)第9条に栄養士養成施設の指定の基準が規定されている。第9条第1号には教育の内容については、別表第1及び第2に示されている内容以上であることが規定されている。別表第1は、学校(学校教育法第1条の学校)に適用され、第2はそれ以外の施設に適用される。学校(この場合は、学校教育法1条校)では、専門分野のみの規定であり(但し「専門分野」との断り書きはない)、それ以外の施設では、基礎分野と専門分野(別表第1と同じ内容)が規定されている。第9条第2号には、養成施設の長の要件、第9条第3号から第9号には教員及び助手の要件、第9条第10号には同時に授業を行う学生又は生徒の数、第9条第11号から第17号には施設・設備等の要件、第18号には学外での実習施設の確保、第19号には「経営の方法が適切かつ確実であること。」との規定がなされている。

管理栄養士養成施設の指定基準については、上記栄養士法施行規則第9条第6号、第9号、第10号及び第13号に規定された内容の上に、さらに厳しい教育内容、教員要件、施設設備要件が、第11条に規定されている。第11条第1号では教育内容について別表第4以上であることが規定されている。別表4には、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分けて教育内容と単位が記されている。第11条第2号から第7号には、教員及び助手要件、第8号から第13号には施設・設備等、第14号では臨地実習施設の確保が規定されている。管理栄養士学校指定規則(昭和41年3月2日文部省・厚生省令第2号、最終改正平成21年3月31日文部科学省・厚生労働省令第2号)は、管理栄養士養成施設のうち学校(ここでは、学校教育法第1条校及び同条の学校の設置者が設置している専修学校および各種学校)に適用される。第2条第1号に教育内容の規定があり、別表第1に定める以上であるとされるが、その内容は、栄養士法施行規則別表第4から基礎分野を除いた内容であり、第2条第2号以下の教員要件及び施設設備要件等は、栄養士法施行規則第11条第3号以下に定められた内容とほぼ同じである。

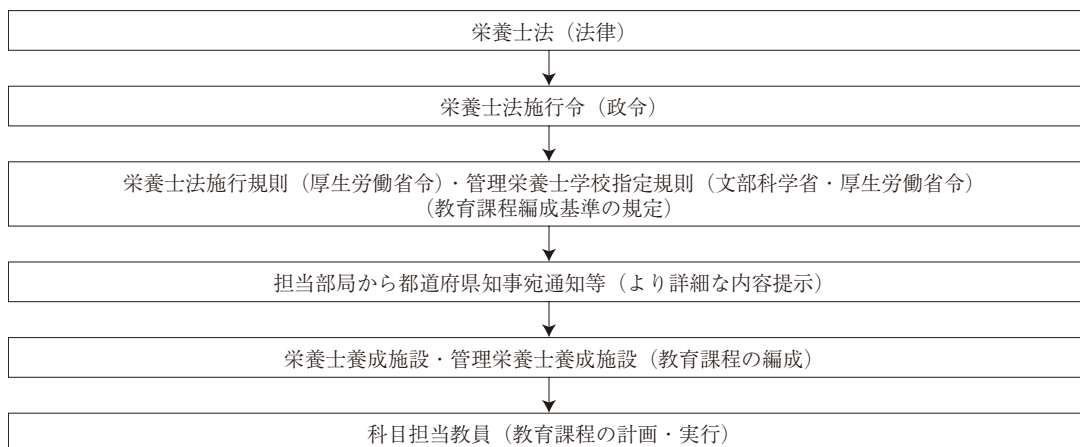


図1 栄養士・管理栄養士養成施設における教育課程編成・計画・実行に至る手順

以上の法令内容については、具体的に、関係省庁より、都道府県知事宛に多数の通達・通知等が出され、関係機関及び関係団体等に対して周知するよう依頼されている。たとえば、「栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成13年9月21日健発第935号；厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛）では、栄養士法施行令や栄養士法施行規則の改正の趣旨とその内容のほか、「参考」として、栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の教育内容に関して、「教育目標」が示され、「参考1」には、栄養士養成施設の教育内容については、具体的な科目名が「……を含むものとする」と表現されている。たとえば、教育内容「社会生活と健康」では、教育目標として「社会や環境と健康との関係を理解すると共に、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得する。公衆衛生学、社会福祉概論を含むものとする。」とされる。栄養士養成施設が具体的に教育課程編成を行なう際には、この通知内容を熟知した上で行う必要がある。管理栄養士養成施設の教育内容については、具体的な科目名の表示はないが、より詳細な教育目標が、「参考2」に記されている。また、「参考2」にあたる内容が「管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年9月25日13文科高第405号・健発第938号；文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛）に「参考」として示されている。

以上、栄養士・管理栄養士養成施設の教育課程編成や教員採用は、各養成施設に任されているとはいえ、栄養士法→栄養士法施行令→栄養士法施行規則・管理栄養士学校指定規則→都道府県知事宛の通知等→養成施設への周知という方向で、規定され、その内容に従って、各養成施設は具体的な教育課程の編成等を行ない、認可を受けている。この手順を図1に示す。栄養士養成施設はすべて栄養士法施行規則により、管理栄養士養成施設は、学校教育法第1条校及び同条の学校の設置者が設置している専修学校および各種学校については管理栄養士学校指定規則、その他の施設については栄養士法施行規則により規定されている。

3-2 栄養士法等の改正経過と教育課程変遷基準

栄養士法は、1947年制定されて以来2009年末までに11回、栄養士法施行令は、1953年制定以来

表1 教育課程編成基準に係る法令等の制定及び改正経過

公布年	栄養士規則		私立栄養士養成所指定規則		教育課程編成基準				
	号	公布日	号	公布日					
1945年	厚生省令第14号	4月13日		厚生省告示第41号	4月13日	①			
公布年	栄養士法		栄養士法施行令		栄養士法施行規則		管理栄養士学校指定規則		教育課程編成基準
	号	公布日	号	公布日	号	公布日	号	公布日	
1947年	法律第245号	12月29日							
1948年					厚生省令第2号	1月16日			②
1950年	法律第17号	3月17日			厚生省令第19号	5月4日			③
1953年			政令第231号	8月31日					
1959年			政令第274号	8月10日	厚生省令第22号	8月10日			④
1962年	法律第158号	9月13日							
1963年			政令第156号	5月2日	厚生省令第24号	5月29日			⑤
1966年					厚生省令第4号	3月2日	文部省・厚生省令第2号	3月2日	⑥
1973年			政令第52号	4月4日	厚生省令第16号	4月11日	文部省・厚生省令第1号	4月11日	⑦
1985年	法律第73号	6月25日							
1986年			政令第260号	7月22日	厚生省令第55号	12月10日	文部省・厚生省令第3号	12月10日	⑧
1992年					厚生省令第51号	9月2日			⑨
2000年	法律第38号	4月7日							
2001年			政令第287号	9月5日	厚生労働省令第186号	9月5日	文部科学省・厚生労働省令第3号	9月5日	⑩

10回、栄養士法施行規則は1948年制定以来41回、管理栄養士学校指定規則は1966年制定以来11回改正されている。このうち、教育課程に係る主な栄養士法等の制定及び改正を、1945年の栄養士法施行規則等とあわせて表1に示す。

1947年の栄養士法制定まで、1945年4月13日に公布された栄養士規則と私立栄養士養成所指定規則が、栄養士養成施設の教育課程編成基準を規定していた。栄養士規則は厚生省令であるが、内容的には1947年の栄養士法に引き継がれているので、栄養士法と同列に扱った。1947年末の栄養士法制定直後の1948年1月に栄養士法施行規則が制定され、1953年に政令である栄養士法施行令が制定されている。教育課程編成の基準は、私立栄養士養成所指定規則に示されたものを含め、10回の改正が行われている(表1に①～⑩で表示)。栄養士法は、栄養士規則を基礎にして制定され、制定当時は、栄養士養成施設の修業年限は1年であった。1950年の改正で、修業年限は2年となり、1962年の改正で管理栄養士制度が設立された。1985年の改正で、管理栄養士国家試験が科目免除はあるものの管理栄養士養成施設卒業生にも課せられることになった。さらに2000年の改正で、管理栄養士の定義が変更になり、管理栄養士養成施設卒業生の国家試験科目免除がなくなった。以下、教育課程編成基準等の改正経過を、現行の栄養士法施行規則別表2及び別表4に相当する内容と、教員要件を中心に、時代を追って検証していく。教育課程編成基準については、管理栄養士制度制定以前

分(表1の①～④に相当)については表2に、それ以降分(表1の⑤～⑩に相当)については、表3-1から表3-3に示す。教員要件については、学生数に対する教員数や大学設置基準等との係りにおける要件等多岐にわたるが、本稿では、科目や教育内容と関係が深い資格(栄養士・管理栄養士・医師等)に係る教員要件を中心に扱う。その概要については表4に示す。なお、管理栄養士制度が作られた1962年の栄養士法改正では、2年制以上の栄養士養成施設、4年制の管理栄養士養成施設のほか、3年制の「特例管理栄養士養成施設」(卒業後実務経験なしで管理栄養士試験を受験できる)が規定されていたが、1985年の栄養士法改正では、廃止されており、本稿では省略した。「特例管理栄養士養成施設」の教育課程編成基準は、4年制の管理栄養士養成施設のそれに比べ、科目、単位数とも若干少なく設定されていた。なお、表3-1から表3-3には、便宜上、専門教育科目の単位数計を加えてある。

3-3 管理栄養士制度設立以前の教育課程編成基準・教員要件の変遷とその背景

栄養士養成の修業年限は、1949年までは1年以上、1950年からは2年以上である。この間の教育課程編成基準の特徴と教員要件、通達・通知に記されている改正の背景は以下の通りである。

1) 1945年私立栄養士養成所指定規則(4月13日公布;教育課程編成基準については表2の①)

私立栄養士養成所指定規則に記されている教育課程基準は戦中の厚生省研究所国民栄養部研究会栄養技術者養成所規則の授業課程に類似し、時間数表示であり、臨地訓練の時間数が明示された実務本位の教育課程基準と言える。国民道徳を除いた科目を専門科目とするとその時間数は1660時間である。国民道徳を除けば、「栄養学理論」が最初に配され、その内訳の科目が示されている。「栄養学特論」と「調理理論」は独立している。「実験」「実習」「臨地訓練」等、授業科目というよりは、授業形態が「必修科目」として表示されている。私立栄養士養成所指定規則には教員要件は記されていない。

2) 1948年栄養士法施行規則(1月16日公布;教育課程編成基準については表2の②)

教育課程編成基準は、1945年公布の私立栄養士養成所指定規則とほぼ同様の内容であるが、「食品衛生学」が追加され、「集団栄養管理方法」が削除されている。総時間数に変更はない。「衛生学大意」は「公衆衛生学大意」と科目名が変更になっている。「栄養学」「栄養学特論」の内訳の変更はない。また、「実験」「実習」「臨地訓練」表示も変更されていない。1948年栄養士法施行規則には教員要件は記されていない。1947年公布の栄養士法と1948年公布の栄養士法施行規則については、厚生省公衆保健局長から各都道府県知事宛「栄養士法及び栄養士法施行規則の運用に関する件」(1948年2月6日公保発第63号)と題する通達が出されている。栄養士法については「……従来の栄養士規則が、昭和22年法律第72号(日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律)により昭和22年12月31日その効力を失うこととなったので、これに代って引き続き栄養士制度を存続整備するため制定されたもので、その制定趣旨は栄養士の身分及び従務を明確にし、その資質の向上を図り以て国民栄養指導の徹底を期しようとするもの……」とされ、施行規則にある教育課程編成基準については「栄養士規則により指定された栄養士養成所における必修科目及び時間数を規則別表を基準として改正させること」と記されているのみであり、教員要件についても特段の記載はない。

3) 1950年改正栄養士法施行規則(5月4日公布;教育課程編成基準は表2の③)

栄養士養成が2年制となり、教育課程編成基準については大幅な変更が行われ、一般教育科目に相当する科目群が出現している。総時間数は2400時間、教育心理学以下を除いた科目を専門科目とするとその時間数は、2100時間である。「栄養学」に代わり、「公衆衛生」が最初に配され、「栄養学」「食品学」と共に詳細な内訳表示がなされている。実習の表記が変わり、科目名から「実習」「実験」「臨地訓練」が削除され、「調理」及び「栄養指導」の備考欄に「実習を含む」と表示されている。また、教員要件に関する記載はない。1950年の栄養士法改正の趣旨は「栄養士の知識と技術の向上を図ると共に、栄養士試験の適正を期そうとするものである」(1950年4月19日発衛第85号、厚生事務次官から各都道府県知事宛「栄養士法の一部を改正する法律施行に関する件」)であり、栄養士法施行規則の改正は、「栄養士法一部改正の趣旨にそい、栄養士試験の試験科目及び栄養士養成施設の教授内容を改めたこと」(1950年4月28日衛発第365号厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛「栄養士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」)である。さらに「養成施設における教育は、公衆衛生の全般的な活動に相応した実際的な栄養教育を行うことを目標とし、公衆衛生活動、栄養および食品についての基礎的知識に関し十分な理解を与え、公衆衛生への実際的な応用に熟達させ、家庭科学及び社会福祉についての一応の知識を与え、更に栄養士にふさわしい一般教養を備えさせることに重点を置いて実施するよう指導すること。」と記され、必修科目の最初に「公衆衛生」が配されていることと符合する。また、実験・実習については、「栄養学、食品学、食品衛生学、科学及び物理学等については必要に応じて適宜実験を行うよう指導すること」「調理及び栄養指導については、総時間数の中少なくとも3分の2以上実習及び臨地訓練を実行させること」とされている。さらに、「時間数には、1時間につき10分以内の休憩を見込んでさしつかえないこと」としている。また、「栄養士養成施設として大学又は短期大学を指定する場合の厚生、文部省申合わせ事項」として、栄養士法施行規則に定める授業時間と大学基準又は短期大学設置基準に定める単位との関係を「1. 栄養士法施行規則別表に定める授業時間は、原則として講義の時間とする。2. 大学基準又は短期大学設置基準に定める各科目に対する単位数の計算は1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備または、学習の時間を必要とすることを考慮して行われることになっているが、大学又は短期大学において必要な準備又は学習の時間に替えて、1時間以上の講義を実施しているものもあると思われる。この場合その大学又は短期大学についてはその講義の時間を大学基準又は短期大学設置基準に定める単位の講義時間数及び栄養士法施行規則に定める授業時間と看做す。」(1950年10月10日衛発第752号、厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛「栄養士養成施設として大学または短期大学を指定する場合の基準について」)としている。

4) 1959年改正栄養士法施行規則(8月10日公布;教育課程編成基準は表2の④)

教育課程編成基準については、若干の科目名(「公衆衛生」が「公衆衛生学」に、「語学」が「外国語」に変更)や配置の変更(「食物史」が「栄養学」から独立)があるほか、備考欄に、理論と実習時間の配分が記されている。総時間数には変更はない。この改正では、特定の授業科目を教授する教員の資格に関して別表第3で示された。栄養学(栄養学概論及び栄養化学)については「1. 医師であって、

表2 管理栄養士制度導入以前の教育課程編成基準

(教育課程編成基準①)

私立栄養士養成所指定規則(1945年4月13日)第2条関係別表	
私立栄養士養成所必修科目及時間数	
科 目	時 間 数
国民道徳	40
栄養学理論	290
栄養学通論	(80)
栄養化学	(130)
栄養生理学	(80)
食品学理論	150
調理理論	80
栄養指導方法	100
集団栄養管理方法	80
栄養学特論	100
母子及び病弱者栄養大意	(70)
勤労者栄養大意	(30)
衛生学大意	80
衛生法規大意	50
食料生産大意	80
食糧行政大意	50
科外講義	50
実験	100
実習	250
計	1500
臨地訓練	200

(教育課程編成基準②)

(公布の日から施行)

栄養士法施行規則(1948年1月16日)第8条関係別表	
必修科目及び授業時数	
科 目	時 間 数
道義	40
栄養学	290
栄養学通論	(80)
栄養化学	(130)
栄養生理学	(80)
食品学	150
食品衛生学	80
調理理論	80
栄養指導方法	100
栄養学特論	100
母子及び病弱者栄養大意	(70)
勤労者栄養大意	(30)
公衆衛生学大意	80
衛生法規大意	50
食料生産大意	80
食糧行政大意	50
科外講義	50
実験	100
実習	250
計	1500
臨地訓練	200

(教育課程編成基準③)

(公布の日から施行)

栄養士法施行規則(改正1950年5月4日)第8条関係別表		
必修科目及び授業時数		
科 目	時間数	備 考
公衆衛生	300	
公衆衛生機構	(30)	
衛生法規	(50)	
衛生統計	(60)	
環境衛生	(30)	
疾病予防	(30)	
母性及び乳幼児衛生	(30)	
産業衛生	(40)	
衛生教育	(30)	
栄養学	440	
栄養学概論	(60)	
栄養化学	(90)	
栄養生理学	(60)	
栄養病理学	(60)	
母性栄養	(30)	
乳幼児栄養	(45)	
学童栄養	(30)	
病弱者栄養	(35)	
食物史	(30)	
食品学	270	
食用動植物	(75)	
食品化学	(75)	
食品生産、加工及び貯蔵	(75)	
食用微生物	(45)	
食品衛生学	150	
食糧経済	60	食糧生産及び配分
調理	390	実習を含む。
栄養指導	370	実習を含む。
家庭科学	60	生計費、燃料、厨房設備
社会福祉	60	社会事業、児童福祉、生活保護、社会保険
教育心理学	60	
経済学及び社会学	90	
化学及び物理学	90	
語学	60	
計	2400	

(教育課程編成基準④)

(公布の日から施行)

栄養士法施行規則(改正1959年8月10日)第8条の2関係別表1		
必修科目及び授業時間数		
科 目	時間数	備 考
公衆衛生学	300	
公衆衛生機構	(30)	
衛生法規	(50)	
衛生統計	(60)	
環境衛生	(30)	
疾病予防	(30)	
母性及び乳幼児衛生	(30)	
産業衛生	(40)	
衛生教育	(30)	
栄養学	410	理論320 実習90
栄養学概論	(60)	
栄養化学	(90)	
栄養生理学	(60)	
栄養病理学	(60)	
母性栄養	(30)	
乳幼児栄養	(45)	
学童栄養	(30)	
病弱者栄養	(35)	
食品学	270	理論190 実習80
食用動植物	(75)	
食品化学	(75)	
食品生産、加工及び貯蔵	(75)	
食品微生物	(45)	
食品衛生学	150	理論105 実習45
調理	390	理論130 実習260
栄養指導	370	理論120 実習250
食糧経済	60	食糧生産及び配分
食物史	30	
家庭科学	60	生計費、燃料、厨房設備
社会福祉	60	社会事業、児童福祉、生活保護、社会保険
教育心理学	60	
経済学及び社会学	90	
化学及び物理学	90	理論45 実習45
外国語	60	
計	2400	

表3-1 管理栄養士制度導入後の教育課程編成基準その1

(教育課程編成基準⑤) 栄養士法施行規則(改正1963年5月29日厚生省令第24号) (公布の日から施行)			(教育課程編成基準⑥) 栄養士法施行規則(改正1966年3月2日厚生省令第24号) (公布の日から施行)		
第8条の2関係別表第1(栄養士養成施設)			第8条の5関係別表第4(管理栄養士養成施設)		
必修科目	単位数	履修方法	必修科目	単位数	履修方法
一般教育科目			一般教育科目		
人文科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	人文科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
社会科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	社会科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
自然科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	自然科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
保健体育科目	2単位以上	講義1単位以上 実技1単位以上	保健体育科目	4単位以上	講義2単位以上 実技2単位以上
外国語科目のうち、1科目	2単位以上	講義	外国語科目のうち、1科目	8単位以上	講義
専門教育科目			専門教育科目		
栄養学	16単位以上	講義又は演習12単位以上 実験又は実習4単位以上	栄養学	20単位以上	講義又は演習14単位以上 実験又は実習6単位以上
食品学	10単位以上	講義又は演習8単位以上 実験又は実習2単位以上	食品学	14単位以上	講義又は演習10単位以上 実験又は実習4単位以上
公衆衛生学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上	公衆衛生学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上
食品衛生学	4単位以上	講義又は演習3単位以上 実験又は実習1単位以上	食品衛生学	4単位以上	講義又は演習3単位以上 実験又は実習1単位以上
栄養指導	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実習2単位以上	栄養指導	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実習2単位以上
調理	4単位以上	講義1単位以上 実習3単位以上	調理	4単位以上	講義1単位以上 実習3単位以上
食糧経済	2単位以上	講義	食糧経済	2単位以上	講義
社会福祉	2単位以上	講義	社会福祉	2単位以上	講義
(専門教育科目 計)	(50単位以上)	(講義又は演習36単位以上) (実験又は実習14単位以上)	(専門教育科目 計)	(76単位以上)	(講義又は演習55単位以上) (実験又は実習21単位以上)

備考

- 講義については、教室における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。ただし、外国語科目及び専門教育科目に関する授業科目の講義については、教室における2時間の講義に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の講義をもって1単位とする。
- 演習については、教室における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。
- 実技、実験及び実習については、学修はすべて運動場、実験室および実習室で行うものとし、毎週3時間15週の演習、実験及び実習をもって1単位とする。

備考：単位の計算方法は別表第1の備考に同じ。

(教育課程編成基準⑤) 栄養士法施行規則(改正1963年5月29日厚生省令第24号) (公布の日から施行)			(教育課程編成基準⑥) 栄養士法施行規則(改正1966年3月2日厚生省令第24号) (公布の日から施行)		
第8条の2関係別表第1(栄養士養成施設)			第8条の5関係別表第4(管理栄養士養成施設)		
必修科目	単位数	履修方法	必修科目	単位数	履修方法
一般教育科目			一般教育科目		
人文科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	人文科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
社会科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	社会科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
自然科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	自然科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
保健体育科目	2単位以上	講義1単位以上 実技1単位以上	保健体育科目	4単位以上	講義2単位以上 実技2単位以上
外国語科目のうち、1科目	2単位以上	講義	外国語科目のうち、1科目	8単位以上	講義
専門教育科目			専門教育科目		
栄養学	16単位以上	講義又は演習12単位以上 実験又は実習4単位以上	栄養学	20単位以上	講義又は演習14単位以上 実験又は実習6単位以上
食品学	10単位以上	講義又は演習8単位以上 実験又は実習2単位以上	食品学	14単位以上	講義又は演習10単位以上 実験又は実習4単位以上
食品衛生学	4単位以上	講義又は演習3単位以上 実験又は実習1単位以上	食品衛生学	4単位以上	講義又は演習3単位以上 実験又は実習1単位以上
公衆衛生学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上	公衆衛生学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上
栄養指導	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実習2単位以上	栄養指導	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実習2単位以上
調理	4単位以上	講義又は演習1単位以上 実習3単位以上	給食管理	4単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習2単位以上
食糧経済	2単位以上	講義又は演習	調理	4単位以上	講義又は演習1単位以上 実験又は実習3単位以上
社会福祉	2単位以上	講義又は演習	食糧経済	2単位以上	講義又は演習
(専門教育科目 計)	(50単位以上)	(講義又は演習36単位以上) (実験又は実習14単位以上)	(専門教育科目 計)	(76単位以上)	(講義又は演習55単位以上) (実験又は実習21単位以上)

備考

- 講義については、教室における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。ただし、外国語科目及び専門教育科目に関する授業科目の講義については、教室における1時間半の講義に対して教室外における1時間半の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間半15週の講義をもって1単位とする。
- 演習については、教室における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。
- 実技、実験及び実習については、学修はすべて運動場、実験室及び実習室で行うものとし、毎週3時間15週の演習、実験及び実習をもって1単位とする。

備考：単位の計算方法は別表第1の備考に同じ。

表3-2 管理栄養士制度導入後の教育課程編成基準その2

(教育課程編成基準⑦) 栄養士法施行規則(改正1973年4月11日厚生省令第16号) (公布の日から施行)			(教育課程編成基準⑧) 栄養士法施行規則(改正1986年12月10日厚生省令第55号) (1987年4月1日から施行)		
第8条の2関係別表第1(栄養士養成施設)			第8条の5関係別表第4(管理栄養士養成施設)		
必修科目	単位数	履修方法	必修科目	単位数	履修方法
一般教育科目			一般教育科目		
人文科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	人文科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
社会科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	社会科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
自然科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	自然科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
保健体育科目	2単位以上	講義1単位以上 実技1単位以上	保健体育科目	4単位以上	講義2単位以上 実技2単位以上
外国語科目のうち、1科目	2単位以上	講義	外国語科目のうち、1科目	8単位以上	講義
専門教育科目			専門教育科目		
栄養学	14単位以上	講義又は演習11単位以上 実験又は実習3単位以上	栄養学	19単位以上	講義又は演習14単位以上 実験又は実習5単位以上
食品学	9単位以上	講義又は演習6単位以上 実験又は実習3単位以上	食品学	12単位以上	講義又は演習8単位以上 実験又は実習4単位以上
食品衛生学	4単位以上	講義又は演習3単位以上 実験又は実習1単位以上	食品衛生学	4単位以上	講義又は演習3単位以上 実験又は実習1単位以上
公衆衛生学	6単位以上	講義又は演習5単位以上 実験又は実習1単位以上	公衆衛生学	7単位以上	講義又は演習6単位以上 実験又は実習1単位以上
栄養指導	9単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習5単位以上	栄養指導	9単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習5単位以上
調理	5単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習3単位以上	給食管理	4単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習2単位以上
食糧経済	2単位以上	講義又は演習	調理	5単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習3単位以上
社会福祉	1単位以上	講義又は演習	食糧経済	2単位以上	講義又は演習
(専門教育科目 計)	(50単位以上)	(講義又は演習34単位以上) (実験又は実習16単位以上)	生理学 病理学	4単位以上	講義又は演習3単位以上 実験又は実習1単位以上
			微生物学	2単位以上	講義又は演習1単位以上 実験又は実習1単位以上
			高分子化学 生物化学	2単位以上	講義又は演習
			数理統計学	2単位以上	講義又は演習1単位以上 実験又は実習1単位以上
			社会心理学 社会福祉	2単位以上	講義又は演習
			経営管理	2単位以上	講義又は演習
			(専門教育科目 計)	(76単位以上)	(講義又は演習52単位以上) (実験又は実習24単位以上)

備考：単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第26条の規定の例による。

備考：単位の計算方法は別表第1の備考と同じ。

(教育課程編成基準⑦) 栄養士法施行規則(改正1973年4月11日厚生省令第16号) (公布の日から施行)			(教育課程編成基準⑧) 栄養士法施行規則(改正1986年12月10日厚生省令第55号) (1987年4月1日から施行)		
第8条の2関係別表第1(栄養士養成施設)			第8条の5関係別表第4(管理栄養士養成施設)		
必修科目	単位数	履修方法	必修科目	単位数	履修方法
一般教育科目			一般教育科目		
人文科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	人文科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
社会科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	社会科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
自然科学系列科目のうち1科目	4単位以上	講義	自然科学系列科目のうち3科目	各科目4単位以上	講義
保健体育科目	2単位以上	講義1単位以上 実技1単位以上	保健体育科目	4単位以上	講義2単位以上 実技2単位以上
外国語科目のうち、1科目	2単位以上	講義	外国語科目のうち、1科目	8単位以上	講義
専門教育科目			専門教育科目		
解剖生理学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	解剖生理学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上
運動生理学	1単位以上	講義又は演習	運動生理学	2単位以上	講義又は演習
生化学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	病理学	2単位以上	講義又は演習
食品学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上	生化学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上
食品加工学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	微生物学	2単位以上	講義又は演習
栄養学	5単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習1単位以上	食品学	9単位以上	講義又は演習6単位以上 実験又は実習3単位以上
栄養指導論	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習1単位以上	食品加工学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上
臨床栄養学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	栄養学	7単位以上	講義又は演習6単位以上 実験又は実習1単位以上
公衆栄養学	2単位以上	講義又は演習	栄養指導論	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上
給食管理	4単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習2単位以上	臨床栄養学	7単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習3単位以上
食品衛生学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	公衆栄養学	5単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習1単位以上
公衆衛生学	4単位以上	講義又は演習	給食管理	4単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習2単位以上
調理学	5単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習3単位以上	食品衛生学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上
食料経済	1単位以上	講義又は演習	公衆衛生学	4単位以上	講義又は演習
食生活論	1単位以上	講義又は演習	健康管理概論	1単位以上	講義又は演習
(専門教育科目 計)	(50単位以上)	(講義又は演習35単位以上) (実験又は実習15単位以上)	調理学	5単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習3単位以上
			食料経済	2単位以上	講義又は演習
			食生活論	1単位以上	講義又は演習
			(専門教育科目 計)	(75単位以上)	(講義又は演習54単位以上) (実験又は実習21単位以上)

備考：単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第26条の規定の例による。

*ただし、12単位までは、一般教育科目又は保健体育科目以外の科目(必修科目を除く。)についての単位をもって代えることができる。
備考：単位の計算方法は、別表1の備考と同じ。

表3-3 管理栄養士制度導入後の教育課程編成基準その3

(教育課程編成基準⑨)			栄養士法施行規則(改正1992年9月2日厚生省令第51号)			(公布の日から施行)		
第8条の2関係別表第1の2(栄養士養成施設)			第8条の4関係別表第4(管理栄養士養成施設)					
必修科目	単位数	履修方法	必修科目	単位数	履修方法			
基礎教育科目	12単位以上*	講義、演習又は実技	基礎教育科目	48単位以上*	講義、演習又は実技			
解剖生理学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	解剖生理学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上			
運動生理学	1単位以上	講義又は演習	運動生理学	2単位以上	講義又は演習			
生化学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	病理学	2単位以上	講義又は演習			
食品学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上	生化学	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上			
食品加工学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験または実習1単位以上	微生物学	2単位以上	講義又は演習			
栄養学	5単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習1単位以上	食品学	9単位以上	講義又は演習6単位以上 実験又は実習3単位以上			
栄養指導論	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上	食品加工学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上			
臨床栄養学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	栄養学	7単位以上	講義又は演習6単位以上 実験又は実習1単位以上			
公衆栄養学	2単位以上	講義又は演習	栄養指導論	6単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習2単位以上			
給食管理	4単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習2単位以上	臨床栄養学	7単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習3単位以上			
食品衛生学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上	公衆栄養学	5単位以上	講義又は演習4単位以上 実験又は実習1単位以上			
公衆衛生学	4単位以上	講義又は演習	給食管理	4単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習2単位以上			
調理学	5単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習3単位以上	食品衛生学	3単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習1単位以上			
食料経済	1単位以上	講義又は演習	公衆衛生学	4単位以上	講義又は演習			
食生活論	1単位以上	講義又は演習	健康管理概論	1単位以上	講義又は演習			
(専門教育科目 計)	(50単位以上)	(講義又は演習35単位以上) (実験又は実習15単位以上)	調理学	5単位以上	講義又は演習2単位以上 実験又は実習3単位以上			

*ただし、基礎教育科目以外の必修科目その他の専門的な科目についての単位をもって代えることができる。
備考：単位の計算方法は大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。

*ただし、基礎教育科目以外の必修科目その他の専門的な科目についての単位をもって代えることができる
備考：単位の計算方法は、別表1の備考に同じ。

(教育課程編成基準⑩)			栄養士法施行規則(改正2001年9月5日厚生労働省令第186号)			(2002年4月1日から施行)		
第9条関係別表第2(栄養士養成施設)			第11条関係別表第4(管理栄養士養成施設)					
教育内容		単位数	教育内容		単位数			
		講義又は演習	講義又は演習	実験又は実習	講義又は演習	実験又は実習		
基礎分野	人文科学	12	42		10			
	社会科学							
	自然科学							
	外国語							
	保健体育							
専門分野	社会生活と健康	4	10	14	8	4	社会・環境と健康	6
	人体の構造と機能	8					人体の構造と機能及び び疾病の成り立ち	14
	食品と衛生	6					食べ物と健康	8
	栄養と健康	8					基礎栄養学	2
	栄養の指導	6					応用栄養学	6
給食の運営	4	栄養教育論	6	8	臨床栄養学	8		
(専門分野 計)	(36)	(14)	公衆栄養学		4	給食経営管理論	4	
			総合演習		2	臨地実習	4	
			(60)		(22)	(82)		

備考
1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
2 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。
3 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門分野の教育内容についての単位をもって代えることができる。
4 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。
5 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。

備考
1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
2 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。
3 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門基礎分野及び専門分野の教育内容についての単位をもって代えることができる。
4 臨地実習以外の専門分野の教育内容の実験又は実習は、教育内容ごとに1単位以上行う。
5 臨地実習の単位数は、給食の運営に係る校外実習の1単位を含むものとする。

表4 管理栄養士・栄養士養成施設の教員要件の変遷(医師・(管理)栄養士関連のみ)

	管理栄養士養成施設		栄養士養成施設	
	医師等	管理栄養士等	医師等	栄養士・管理栄養士等
1959年8月10日 厚生省令第22号			別表第3 医師等：栄養学(栄養学概論及び栄養化学)医師：栄養学(栄養生理学、栄養病理学、母性栄養、乳幼児栄養、学童栄養及び病弱者栄養)	別表第3 栄養士：調理、栄養指導
1963年5月29日 厚生省令第24号	栄養学を担当する専任の教員及び公衆衛生学又は食品衛生学のいずれかを担当する専任の教員の、それぞれ少なくとも1人は、医師であること。	栄養指導を担当する専任の教員及び調理又は給食管理を担当する専任の教員のうち、それぞれ少なくとも1人は、管理栄養士であること。	別表第2 医師：栄養学(栄養生理及び栄養病理に関するものに限る)	別表第2 栄養士：栄養指導、調理
1966年3月2日 厚生省令第4号	栄養学を担当する専任の教員及び食品衛生学又は公衆衛生学のいずれかを担当する専任の教員の、それぞれ少なくとも1人は、医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者であること。	栄養指導を担当する専任の教員及び給食管理又は調理を担当する専任の教員のうち、それぞれ少なくとも1人は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。	別表第2 医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者：(栄養生理学及び栄養病理学の部分に限る)	別表第2 栄養士又は栄養士と同等の知識及び経験を有する者：栄養指導、調理
1973年4月11日 厚生省令第16号	変更なし	変更なし	別表第2 医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者：栄養学(栄養生理学及び病態栄養学総論の部分に限る)	変更なし
1986年12月10日 厚生省令第55号	臨床栄養学を担当する専任の教員の、少なくとも1人は、医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者であること。	栄養指導論を担当する専任の教員及び給食管理又は調理学を担当する専任の教員のうち、それぞれ少なくとも1人は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。	別表第2 医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者：臨床栄養学(食事療法及び臨床検査の部分を除く。)	別表第2 栄養士又は栄養士と同等の知識及び経験を有する者：栄養指導論、給食管理
2001年9月5日 厚生労働省令第186号	人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち1人以上は、医師であること。	栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。	人体の構造と機能を担当する教員のうち1人以上は、医師であること。	栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。

その免許を受けた後3年以上、栄養学に関し研究、教育または実地指導に従事した経験を有するもの 2. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基く大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基く大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基く専門学校またはこれらと同等以上と認められる学校(以下「大学等」という。)において、栄養学に関する科目を修めて卒業した者であって、卒業後3年以上、栄養学に関し研究、教育又は実地指導に従事した経験を有するもの」、栄養学(栄養生理学、栄養病理学、母性栄養、乳幼児栄養、学童栄養及び病弱者栄養)については「医師であって、その免許を受けた後3年以上、栄養学に関し研究、教育又は実地指導に従事した経験を有するもの」としている。さらに、食品学については、「大学等において、食品学に関する科目を修めて卒業した

者であって、卒業後3年以上、食品学に関し研究、教育又は実地指導に従事した経験を有するもの」であり、「調理」については、「栄養士であって、その免許を受けた後5年以上、公衆又は特定多数人に対する調理に関し研究、教育又は実地指導に従事した経験を有するもの」、「栄養指導」については、「栄養士であって、その免許を受けた後5年以上、栄養指導に関し研究、教育又は実地指導に従事した経験を有するもの」としている。「栄養学」を教授するのは原則医師であり、栄養士は「調理」および「栄養指導」を担当することが規定された。

1959年の栄養士施行令及び栄養士法施行規則改正に関しては、「栄養士養成施設の内容の充実向上を図るために、養成施設の指定の基準に関する規定について必要な改正を行うとともに、あわせて指定申請、届出等に関する規定の整備を行ったもの」(1959年8月10日発衛第502号、厚生事務次官から各都道府県知事宛「栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について」)であり、「栄養士養成施設(以下「養成施設」という。)について、従来公衆衛生局長通知(昭和32年9月4日衛発第769号)によって示されていた指定の基準に再検討を加えてその法制的な整備を行うと共に、養成施設の内容について一層の充実向上を図るために、さらに数項目について新たな基準を定め、かつ、養成施設の指定申請、届け出等に関する手続きを整備したものである」(1959年8月20日衛発第796号;厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛「栄養士法施行令及び栄養士法施行規則の一部改正について」)としている。なお、この改正に先立つ1959年6月15日に厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛に通知された「栄養士養成施設の指導監督の強化について」(厚生省衛発第560号)において「……本年3月養成施設に対する調査を実施したところ、その管理運営が必ずしも適正に行われているとは認め難い状況であるので……、貴管下の養成施設に対する指導監督を徹底せしめられるよう重ねてお願いする。」としている。

3-4 管理栄養士制度設立以後の教育課程編成基準・教員要件の変遷とその背景

1962年に栄養士法が改正され、1963年以降の栄養士法施行規則では、栄養士養成施設と管理栄養士養成施設の別に教育課程編成基準が示されるようになった。栄養士養成施設の修業年限は2年以上、管理栄養士養成施設の修業年限は4年である。このほかに3年制「特例管理栄養士養成施設」が当初設けられ、1985年の栄養士法改正で廃止されたことはすでに述べた。1966年には管理栄養士学校指定規則が公布され、以後ほぼ同日に栄養士法施行規則が公布されている。この間の教育課程編成基準の特徴と教員要件、通達・通知に記されている改正の背景は以下の通りである。

1) 1963年改正栄養士法施行規則(5月29日公布;教育課程編成基準は表3-1の⑤)

教育課程編成基準については大きな変更が行われた。従来時間による表示から単位数による表示に変わり、「*以上」と最低の単位数が示され、別表の備考に計算方法が示されている。一般教育科目、保健体育科目、外国語と専門教育科目別の表示となり、栄養士養成施設の専門教育科目は50単位(うち実験実習14単位)となった。「公衆衛生学」に代わり、「栄養学」が専門教育科目の最初に配されている。「栄養学」「食品学」「公衆衛生学」の内訳表示は、施行規則の別表からは消えている。管理栄養士養成施設の専門教育科目は計76単位以上であるが、栄養士養成施設の専門教育科目と比較すると、「栄養学」「食品学」の単位数が若干上乘せされている以外は、「公衆衛生学」「食品衛生学」

「栄養指導」「調理」「食料経済」「社会福祉」に関しては同じ単位数であり、追加されている科目は「生化学・病理学」「微生物学」「高分子化学」「数理統計学」「経営管理」「給食管理」である。

教員要件については、栄養士養成施設に関しては第8条の2関連別表第2に、栄養学(栄養生理及び栄養病理に関するものに限る。)については医師、栄養指導・調理については栄養士と表記されている。管理栄養士養成施設については、第8条の5に「栄養学を担当する専任の教員及び公衆衛生学又は食品衛生学のいずれかを担当する専任の教員のうち、それぞれ少なくとも一人は、医師であること。」「栄養指導を担当する専任の教員及び調理又は給食管理を担当する専任の教員のうち、それぞれ少なくとも一人は、管理栄養士であること。」とされている。

1962年の栄養士法の改正、1963年の栄養士法施行令、栄養士法施行規則の改正の趣旨については、「栄養士の資質の向上を図ること」(1963年5月23日発衛第126号、各都道府県知事宛、厚生事務次官通達「栄養士法等の一部を改正する法律等の施行について」とされる。さらに、運用に当たっての留意点がある後に通達されている(1963年7月23日衛発第579号、各都道府県知事宛、厚生省公衆衛生局長通達「栄養士法等の一部を改正する法律等の施行について」)。教育課程編成基準に関することでは、まず、単位については「……必修科目の単位と実際の授業時間との換算方法については大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第26条と規則別表第1の備考との差異をご了知のうえ、その旨を養成施設に周知徹底されたいこと。」とされている。また、「……養成施設(以下「普通栄養士養成施設」という。)の必修科目の内訳は別紙の通り実質的には従来と変わらないものであること。」とされ、別紙に「普通栄養士養成施設の必修科目内訳」が記されている。「栄養学」(16単位)の内訳は、栄養学総論、栄養化学、栄養生理学、栄養病理学、特殊栄養学、栄養学実験、特殊栄養学実習、「食品学」(10単位)については、食品化学、食品材料、応用微生物、食品加工貯蔵、食品学実習、「公衆衛生学」(6単位)については、衛生行政及び衛生統計、環境衛生、疫学及び疾病予防、母子衛生及び学校保健、公衆衛生学実習、「食品衛生学」(4単位)については、食中毒、食品添加物、食品衛生対策、食品衛生学実験、更に「栄養指導」(6単位)については、栄養指導理論、給食管理理論、給食管理実習、「調理」(4単位)については、調理理論、調理実習とされている。それぞれ、履修方法が規定され、備考には教育内容が示されている。管理栄養士養成施設については、「追って通知する予定であること。」とされている。

2) 1966年改正栄養士法施行規則(3月2日公布;教育課程編成基準は表3-1の⑥)

教育課程編成基準については、備考の単位の計算方法の変更のほか、科目の配置の変更が見られる程度である。

教員要件については、第8条の2関連別表第2については、栄養学(栄養生理学及び栄養病理学の部分に限る。)は「医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者」、栄養指導・調理については、「栄養士又は栄養士と同等の知識及び経験を有する者」と変更になっている。管理栄養士養成施設の教員要件については、「栄養学を担当する専任の教員及び食品衛生学又は公衆衛生学のいずれかを担当する専任の教員のうち、それぞれ少なくとも一人は、医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者であること。」「栄養指導を担当する専任の教員及び給食管理又は調理を担当する専任教員のうち、

それぞれ少なくとも一人は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。」とされ、いずれも、資格の栄養士・管理栄養士・医師の次に「……と同等の知識及び経験を有する者」が加えられている。

1966年改正の栄養士法施行規則については、その趣旨について「管理栄養士学校指定規則の制定に伴い、栄養士法第2条第1項に規定する養成施設並びに法第5条の2第2号及び第5条の4第3号に規定する学校以外の養成施設に係る栄養士法施行規則と諸規定につき共同省令の規定との統一整備を図るとともに、臨時行政調査会の許認可事務の簡素化に関する意見を尊重し、申請手続き等の簡素化を図ったものである。」(1967年8月29日衛発第664号、厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛「栄養士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」とされている。その通知に先立つ1967年7月22日に、文部省大学学術局長、厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛に「管理栄養士学校指定規則の施行について」(文大大第297号、衛発第551号)が通知されており、その中に、管理栄養士養成施設の授業科目の内訳の例示が示されている。1967年8月29日の通知(衛発第664号)では、その通知と整合性を持たせた形で、栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の必修科目の内訳が示されている。即ち、栄養士養成施設に関しては、「栄養学」(16単位)については、栄養学総論、栄養化学、栄養生理学、栄養病理学、特殊栄養学、「食品学」(10単位)については、食品化学、食品材料、食品加工・貯蔵、応用微生物となり、「食品衛生学」、「公衆衛生」等については、講義又は演習、実験又は実習の区別はあるが、科目の内訳表示はなくなった。管理栄養士養成施設についても、内訳表示は、「栄養学」及び「食品学」のみであり、科目名は、栄養士養成施設のそれと同じである。

3) 1973年改正栄養士法施行規則(4月11日公布;教育課程編成基準は表3-2の⑦)

1973年改正では科目名および総単位数の変更はないが、単位の配分が変更になっている。栄養士養成施設では、栄養指導が6単位から9単位に、調理が4単位から5単位に増加し、栄養学が16単位から14単位に、食品学が10単位から9単位に、社会福祉が2単位から1単位に減少している。管理栄養士養成施設では、公衆衛生学が6単位から7単位に、栄養指導が6単位から9単位に、調理が4単位から5単位に、生理学・病理学が2単位から4単位に増加し、栄養学が20単位から19単位に、食品学が14単位から12単位に、高分子化学と生物化学があわせて4単位から2単位に、社会心理学と社会福祉があわせて4単位から2単位に減少している。単位の計算方法が、別表の備考に記されているが、「大学設置基準第26条の規定の例による」と変更になっている。

教員要件については、別表第2の「栄養病理学」が「病態栄養学総論」に変更になっている。

1973年の栄養士法施行規則の改正の趣旨は、「栄養士の資質の向上に資するため、栄養審議会の意見具申に基づいて、養成施設の指定の基準の改善を行うとともに、行政事務の簡素化を図るため、栄養士名簿の作成事務を整理したものである」(1973年6月7日衛発第348号、厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛「栄養士法施行令等の一部改正について」とされる。内訳例示については以下のように変更されている。栄養士養成施設に関しては、「栄養学」(14単位)については、栄養学総論、栄養生理・生化学、特殊栄養学(母性、小児、老年、労働、異常環境)、病態栄養学総論、病態栄養学各論(各種疾病の食事療法を含む。)、公衆栄養となり、科目個別の単位指定はなくなり、11単位

が講義又は演習、3単位が実験又は実習とされている。備考には「各科目1単位以上を必修とする」と記載されている。「病態栄養学」「公衆栄養」の名称が初めて登場している。「食品学」(9単位)については、食品化学、食品化学実験(基礎実験を含む。)、食品材料学、食品加工貯蔵学(応用微生物学を含む。)とされ、講義又は演習6単位、実験又は実習3単位、備考には「各科目1単位以上を必修とする。」と記載されている。また、「公衆衛生学」には、(環境衛生学、疫学及び健康管理概論を含む。)とされ、「栄養指導」には、(給食管理を含む。)とされ、備考には「校外実習(保健所、病院、学校、事業所)2単位以上を含む。」と記されている。管理栄養士養成施設については、「栄養学」(19単位)の内訳科目名は、栄養士養成施設と同様であり、単位数は講義又は演習14単位、実験又は実習5単位である。「食品学」(12単位)についても内訳科目名は同様で、単位数は、講義又は演習8単位、実験又は実習4単位である。生理・病理学には(解剖学及び臨床検査法を含む。)と記されている。

4) 1986年改正栄養士法施行規則(12月10日公布;教育課程編成基準は表3-2の⑧)

教育課程編成基準の総単位数については、栄養士養成施設50単位と変化がないが、管理栄養士養成施設75単位は1単位減少している。専門教育科目名が大きく変化し、「解剖生理学」「運動生理学」「生化学」「食品加工学」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「食生活論」などが新たに科目名として出現している。栄養士養成施設と管理栄養士養成施設では、科目名に大きな相違はなくなり、単位数の相違が目立つ。科目名で管理栄養士養成施設のみにみられるのは、「病理学」と「健康管理概論」である。

教員要件については、別表2の「栄養学(栄養生理学及び病態栄養学総論の部分に限る。)」が、「臨床栄養学(食事療法及び臨床検査の部分を除く。)」に、「栄養指導」が「栄養指導論」に、「調理」が「給食管理」に変更になっている。管理栄養士養成施設については、「臨床栄養学を担当する専任教員の、少なくとも一人は医師又は医師と同等の知識及び経験を有する者」「栄養指導論を担当する専任の教員及び給食管理又は調理学を担当する専任教員のうち、それぞれ少なくとも一人は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者」となっている。

1985年の栄養士法等改正の趣旨は、「人生80年型時代を迎え、成人病等の慢性疾患が増加している中で、国民の健康を確保し活力ある社会を建設していくためには、これらの疾患と関連の深い食生活の改善指導の充実を図る必要がある。この度の改正は、専門職としての栄養士及び管理栄養士の資質の向上を図ると共に、特に栄養改善上の必要性の高い場合には専門職である管理栄養士の指導が確保できる体制を整備しようとするものである。」(1985年7月1日健医発第825号、厚生省保健医療局長から各都道府県知事宛「栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律の施行について」とされ、これらの法律の施行に伴い、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則の改正は「卒業生について管理栄養士国家試験の一部が免除される栄養士養成施設の指定基準及び管理栄養士国家試験に関し定めるほか、栄養士の資質の向上を図るため、必修科目を改める等栄養士養成施設の指定基準の見直しを行うこと等を内容とするもの」(1986年12月26日健医発第1533号、厚生省保健医療局長から各都道府県知事宛「栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について」とされている。また、翌1987年には、「各教科の主たる内容(例)」が別紙に、栄養士養成課程、管理栄養士養成課程別に示され、また、「栄養学」および「食品学」については、それぞれ、総論、各論に分けて科目設定

することとされた(1987年2月18日健医健発第12号、厚生省保健医療局健康増進栄養課長から各都道府県衛生主管部(局)長宛「栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行についての留意点について」)。

5) 1992年栄養士法施行規則(9月2日公布;教育課程編成基準は表3-3⑨)

大学設置基準等の大綱化に対応した改正である。基礎教育科目の変更であり、専門教育科目についての変更はみられない。基礎教育科目に設定された12単位以上(栄養士養成施設)、48単位以上(管理栄養士養成施設)については、「基礎教育科目以外の必修科目その他の専門的な科目についての単位をもって代えることができる」とされた。なお、この改正では、栄養士養成施設について、学校(学校教育法第1条の学校)である養成施設については別表第1、それ以外の養成施設については別表第1の2に教育課程編成基準が規定されるようになった。別表1は別表第1の2から「基礎教育科目」を除いた内容であり、本稿3-3⑨には、別表第1の2を載せた。

この改正の趣旨は「個々の栄養士・管理栄養士養成施設が、その養成理念・目的に基づき、栄養士・管理栄養士をめぐる環境の変化や社会の要請に適切に対応しつつ、自主的に多様かつ特色ある指導を展開し得るよう養成施設の指定に係る基準の弾力化を図るものである。」(1992年10月15日健医発第1211号、厚生省保健医療局長から各都道府県知事宛「栄養士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」とされる。また、「教育課程の編成に当たっては、栄養に関する専門的知識及び技術を修得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されたい」とし、栄養士養成施設・管理栄養士養成施設ともに「栄養士のあり方、基本的な考え方を教授する科目」、「情報化の進展等をふまえた実践的な栄養指導を教授する科目」、「国際化への対応を図る科目」、「健康づくりのための運動について教授する科目」、「栄養学の基礎となる科学的知識の充実を図る科目」の設定又は充実が望ましいとされ、さらに、管理栄養士養成施設では「近年において進展の著しい臨床栄養、公衆栄養等の充実を図る科目の設定又は充実が望ましい」としている。

6) 2001年改正栄養士法施行規則(9月5日公布;教育課程編成基準は表3-3⑩)

教育課程編成基準はそれまでとは全く異なる表示になっている。栄養士養成施設のうち学校にあつては別表第1に、それ以外については別表第2に示されている。管理栄養士養成施設については別表第4に示されている。別表第1は別表第2から基礎分野を除いた内容である。表3-3⑩には別表第2と別表4を示した。この改正では、科目表示から教育内容の表示となり、栄養士養成施設では「基礎分野」「専門分野」、管理栄養士養成施設では、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分けての表示となった。専門教育分野の総単位数は、栄養士養成施設は専門分野50単位と変化がないが、管理栄養士養成施設は、専門基礎分野と専門分野合わせて82単位と増加している。いずれも、実験又は実習は分野ごとの表示となっている。また、栄養士養成施設の専門分野及び管理栄養士養成施設の専門基礎分野の教育内容は、従来の表示とは全く異なっている。また、管理栄養士養成施設では、専門分野に、「総合演習」「臨地実習」が組み込まれている。

教員要件については、栄養士養成施設では「人体の構造と機能を担当する教員のうち1人以上は、

医師であること。」「栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること」とされ、管理栄養士養成施設では、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち1人以上は、医師であること。」「栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。」とされた。管理栄養士養成施設では、医師が、臨床栄養学からはずれ、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」という専門基礎分野に移り、主な専門分野の担当は「同等の知識及び経験を有する者」という文言は残るものの管理栄養士が指定されたことになる。また、栄養士養成施設の教員にも管理栄養士が指定されている。

2001年の栄養士法施行令及び栄養士法施行規則の改正の趣旨は「栄養士法の一部を改正する法律（平成12年法律第38号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、管理栄養士の業務内容が明確化され、管理栄養士の資格が登録制から免許制になることから、管理栄養士免許証と栄養士免許証のそれぞれについて、免許の申請等に係る手続きの規定整備を行うと共に、高度な専門的知識及び技能を持った管理栄養士の養成を行い、及び栄養士の資質の向上を図るために、管理栄養士養成施設（学校である施設を除く。）及び栄養士養成施設に係る指定の基準を改めるほか所要の規定整備を行ったもの」（2001年9月21日健発第935号、厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛「栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について」）とされる。この通知の参考1には、栄養士養成施設の専門分野に関し、参考2には、管理栄養士養成施設の専門基礎分野及び専門分野に関し、詳細な教育目標が記されている。

Ⅳ 教育課程編成基準・教員要件の変遷のまとめとその意義

全10回の教育課程編成基準の制定及び改正の趣旨及び背景をまとめると以下の通りである。

1945年の私立栄養学校指定規則の規定は栄養士規則制定に伴い、制定されたものであり、「必修科目と時間数」が記されていた。内容は戦前・戦中の栄養学校時代に準備されたと考えられる内容であり、栄養学のほか、食品学、調理、栄養指導、衛生学、行政関係科目が組み込まれたものであり、実験、実習という授業形態と考えられるものも科目として挙げられ、全体として実務本位の教育課程であった。1948年栄養士法施行規則は、前年の栄養士法制定に伴い制定されたものである。栄養士法は、栄養士規則が効力を失う為、引き続き栄養士制度を存続整備する為に制定された法律であり、栄養士法施行規則に規定された教育課程は、私立栄養学校指定規則のそれと大きな変化はない。大きな変更の一つは、1950年の栄養士法改正に伴う改正である。1950年は、新しい学制が開始され、これを契機に、以後新制大学や短期大学が養成施設として参入し、文部省が栄養士教育への係りを深めるようになる。当時、厚生省の栄養課長で、栄養士養成施設の教育課程作成や、養成施設の許認可に深く係った大磯は、その著書で「教育課程作成の苦心」として、単位をどのように扱うかなど、文部省側と「ずいぶんと根気よく折衝したり、渡り合ったものだった。」と述べている（大磯，1980，p278～281）。厚生省の幹部は時間単位を主張し、文部省側は単位制を主張したとされる。また、厚

生省側は、教育科目や科目内容整備を重視したが、文部省側は校地の広さなどの制約を重視したという。1950年の教育課程の改正は、このような厚生省と文部省の折衝結果として行われた。その後、私立短期大学を中心に養成施設が認可され、その数は急増したが、結果、管理運営の課題が顕在化し、1959年の栄養士法施行規則改正につながる。1959年の改正は「栄養士養成施設の内容の充実向上を図るため」に行われた。1963年の改正は、1962年の栄養士法改正に伴うものであり、「栄養士の資質の向上を図る」ためである。管理栄養士養成施設設置に関連して更に文部省の係りが大きくなり、時間表示から単位表示となり、単位の計算方法についても当初独自の内容が出されたが、1973年の改正には大学設置基準の規定によるとされた。1963年の改正では教育課程編成基準として性格が明確となり、また、施行規則には従来見られていた科目の内訳がなくなるが、通知等で示された。1966年の改正は、先に制定された文部省と厚生省の共同省令である管理栄養士学校指定規則内容と整合性を持たせる為の改正であり、科目の内訳、単位配分についての規制は緩和された。1973年の改正は、「栄養士の資質向上」の為のものであり、栄養士法の改正に伴うものではない。1986年の改正は、前年の栄養士法改正に伴うもので、寿命の延伸、成人病等の慢性疾患の増加を背景に、専門職としての栄養士・管理栄養士の資質の向上を図るためのものである。通知による科目内訳の規制はないが、各教科の主たる内容が示された。1992年の改正は、栄養士・管理栄養士養成施設が、自主的に特色ある指導を展開できるように基準の弾力化を図ったものであり、背景には、大学設置基準等の大綱化がある。2001年の改正は前年の栄養士法改正に伴うものであり、「高度な専門的知識及び技能を持った管理栄養士の養成を行い、及び栄養士の資質の向上を図るため」のものである。従来の科目表示から教育内容表示に変わり、大綱化の進展と見ることができる。

全体の流れを通して言えることは、1950年までの厚生省管轄下の栄養学校時代を除き、1950年以降、特に管理栄養士制度設立以降は、文部省の係りが大きくなり、省令で示される教育課程編成基準は大綱化の方向に動いている。しかしながら、実際は、内訳や教科内容などの詳細が通知で詳細に示されている。大綱化が大きく進んだとされる2001年の改正に際しても、通知により詳細な教育目標が示され、また、管理栄養士国家試験については出題基準が詳細に示されていることから、管理栄養士養成施設は実際のカリキュラム編成に際しては大きな制約を受けることになる。

2001年の管理栄養士養成施設の教育課程編成基準では、また、専門教育の体系化が行われたことがみてとれる。2000年改正で示された管理栄養士の3つの業に係る実践的な教育内容(科目)が戦前期から制度化されてきた栄養学とともに「専門分野」に整理され、その担当教員が原則管理栄養士と指定された。医学、農学、家政学に係る分野は、「専門基礎分野」に整理された。しかしながら、この変更は、2001年の改正で突然行われたわけではない。教育課程編成基準の変遷から、「栄養学」がどのように変化してきたかを表5に示す。

1945年の教育課程(表5の教育課程変遷基準①に相当)では、栄養学に関しては「栄養学理論」(内訳は栄養学通論、栄養化学、栄養生理学)と「栄養学特論」(内訳は母子及病弱者栄養大意、勤労者栄養大意)に分けて示されている。1948年の教育課程(同②に相当)も同様である。1950年(同③に相当)の「栄養学」は、栄養学概論、栄養化学、栄養生理学、栄養病理学、母性栄養、乳幼児栄養、学童栄養、

表5 教育課程編成基準等における「栄養学」の変遷

教育課程編成基準	①		②		③		④	
栄養士法施行規則 (①のみ私立栄養士養成所指定規則)	栄養学理論		栄養学		栄養学		栄養学	
	栄養学通論		栄養学通論		栄養学概論		栄養学概論	
	栄養化学		栄養化学		栄養化学		栄養化学	
	栄養生理学		栄養生理学		栄養生理学		栄養生理学	
	栄養学特論		栄養学特論		栄養病理学		栄養病理学	
	母子及病弱者栄養大意		母子及び病弱者栄養大意		母性栄養		母性栄養	
	勤労者栄養大意		勤労者栄養大意		乳幼児栄養		乳幼児栄養	
				学童栄養		学童栄養		
				病弱者栄養		病弱者栄養		
				食物史				
教育課程編成基準	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
栄養士法施行規則 (管理栄養士養成施設関連部分)	栄養学		栄養学	栄養学	栄養学	基礎栄養学		
				臨床栄養学	臨床栄養学	応用栄養学		
				公衆栄養学	公衆栄養学	臨床栄養学		
						公衆栄養学		
関連通達・通知(管理栄養士養成施設関連部分)	栄養学内訳		栄養学内訳	(各教科の主たる内容(例))	(教育課程編成の留意点)	(教育目標)		
	栄養学総論		栄養学総論	栄養学内訳				
	栄養化学		栄養生理・生化学	栄養学総論				
	栄養生理学		特殊栄養学	栄養学各論				
	栄養病理学		(母性、小児、老年、労働、異常環境)					
	特殊栄養学		病態栄養学総論					
			病態栄養学各論					
		(各種疾病の食事療法を含む)						
		公衆栄養						

病弱者栄養、食物史から構成されている。1959年の改正(同④)では、「栄養学」から、食物史が独立している。1963年(同⑤)の「栄養学」は、通知により栄養士養成施設については内訳が示されているが、管理栄養士養成施設については示されていない。1966年の改正(同⑥)では、内訳として、栄養学総論、栄養化学、栄養生理学、栄養病理学、特殊栄養学が示されている。1973年の改正(同⑦)では、「栄養学」は、通知により内容が示され、栄養学総論、栄養生理・生化学、特殊栄養学(母性、小児、老年、異常環境)、病態栄養学総論、病態栄養学各論(各種疾病の食事療法を含む)、公衆栄養となっている。1986年改正(同⑧)では、通知で「栄養学」は栄養学総論と栄養学各論からなることが示され、「臨床栄養学」「公衆栄養学」が独立している。1992年(同⑨)では、「栄養学」「臨床栄養学」「公衆栄養学」からなり、通知により教育課程編成の留意点が示されている。2001年の改正(同⑩)で

は、「基礎栄養学」「応用栄養学」「臨床栄養学」「公衆栄養学」からなり、通知で詳細な教育目標が示されている。

内容の深化はもちろんあるが、1945年の「栄養学通論」は、1950年の「栄養学概論」、1963年の「栄養学総論」、2001年の「基礎栄養学」に引き継がれている。「栄養化学」「栄養生理学」「栄養病理学」は、それぞれ栄養と密接にかかわりのある化学、生理学、病理学であり、「生理学」「病理学」「解剖生理学」「生化学」などの科目として独立している。「母子及び病弱者栄養」は、細分化され、「母性栄養」「乳幼児栄養」「学童栄養」「病弱者栄養」となり、ライフステージの栄養に関しては、思春期、成人期、老年期を含め、「特殊栄養学」、「栄養学各論」、「応用栄養学」に引き継がれている。「病弱者栄養」は、1973年「病態栄養学」、1986年「臨床栄養学」に引き継がれ、1973年「公衆栄養」は、1986年の「公衆栄養学」に引き継がれた。戦前から制度化されていた栄養学は、名称を変えながら「基礎栄養学」「応用栄養学」と体系化され、実践的栄養学は、それらと同等に「臨床栄養学」「公衆栄養学」として体系化されたとみることができる。栄養と係る医学関連分野に関しては当初「栄養学」の中に渾然一体化して存在していたが、次第に栄養学から独立し、2001年改正では「専門基礎分野」の中に含まれることとなった。「栄養学」の担当教員については、1959年から省令で規定されているが、科目指定はあるものの原則医師が担当することとなっていた。1986年改正では実践的栄養学の一つである臨床栄養学の担当は原則医師であったが、2001年の改正で臨床栄養学とともに公衆栄養学の担当は原則管理栄養士となった。戦後発達してきた実践的栄養学が医学、医師から独立して体系化されてきたとみることができる。

V 最後に

2001年以降の動向の中で注目すべきものは、日本栄養改善学会(2009)によるモデルコアカリキュラムの提案である(資料(5))。日本栄養改善学会は、「現在はもちろん、今後想定される社会的要請や管理栄養士が果たすべき役割を踏まえ、管理栄養士が活躍する様々な場において必要とされる学習内容を、モデルコアカリキュラムとして作成する作業」を行い、2009年5月23日、同学会理事会名で、最終案を採択、提示している。

今後、このモデルコアカリキュラムがどのように生かされていくのか、また、教育課程に関して、どの程度、関係学会等が研究を進め、編成基準の策定に関与していくことが可能なのか、管理栄養士国家試験との関係、ひいては管理栄養士・栄養士養成システム全体との関わりも重要である。南ら(2001)が指摘するように、「管理栄養士教育の現状を客観的に把握し、継続的に評価を行うシステムづくり」が必要であろう。

【資料】

- (1) 「Let's study! 新カリキュラム準拠管理栄養士管理栄養士養成セミナー」食生活(株式会社カザン), 99(8)(2005)～100(9)(2006)に連載。
- (2) 日本栄養士会(2001)「特集 管理栄養士養成 新カリキュラムについて考える」栄養日本, 44(10), 3～47

- (3) 日本栄養士会 (1994)『栄養士制度発展のあゆみ—栄養士会50年のあゆみ—』p18～22
- (4) 日本栄養士会 (2009)『社団法人設立50周年記念誌』p44～53
- (5) 日本栄養改善学会理事会 (2009)『「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」の提案』栄養学雑誌, 67(4), 202～232
- (6) 栄養調理法令研究会編『栄養調理六法 (昭和55年版), (昭和60年版), (平成3年版), (平成6年版), (平成21年版), (平成22年版)』新日本法規出版株式会社
- (7) 官報, 国立印刷局
- (8) 官報情報検索サービス, 国立印刷局, <http://search.npb.go.jp/> (最終アクセス日 2009/12/27)
- (9) 厚生労働省法令等データベースサービス, <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/> (最終アクセス日 2009/12/27)
- (10) 「厚生省研究所国民栄養部研究会 栄養技術者養成所規則」(1943), 栄養学雑誌, 3(1), 66～67掲載

【文 献】

- 赤尾正 (2007)「改正管理栄養士養成カリキュラムによる栄養士教育の検討——給食管理と給食経営管理」大阪薫英女子短期大学生活科学科研究誌, (13), 23～29
- 荒井裕介・河野美穂・古畑公 (2001)「管理栄養士養成施設カリキュラム改正の経緯とそのねらい」臨床栄養, 98, 646～649
- 藤森直江, 坂口淳子, 小林修平 (2004)「食塩摂取量と尿中食塩排泄量との関係:新カリキュラム体制における学生実験の新たな取り組み」和洋女子大学紀要, 家政系編, 44, 127～139
- 藤沢良知 (1999)『日本の栄養士教育・栄養士改善活動』第一出版, p 35～49
- いしかわまりこ・藤井康子・村井法子 (2008)『リーガル・リサーチ 第3版』日本評論社
- 香川綾 (1997)『香川綾 栄養学と私の半生記』日本図書センター
- 楠木伊津美 (2006)「家政系大学の管理栄養士養成カリキュラムにおける現状と課題」家庭科・家政教育研究 (1), 63～73
- 楠木伊津美 (2008)「管理栄養士養成カリキュラムの現状と課題」教育制度学研究, 15, 65～70
- 南久則・鈴木公・菅野道廣 (2001)「管理栄養士養成施設新カリキュラム—私はこう評価する」臨床栄養, 98(6), 665～669
- 村山伸子 (2005)「管理栄養士養成教育の改革と大学教育 (保健・医療・福祉専門職の養成と生涯学習)」新潟医療福祉学会誌, 4(2), 43～48
- 中村丁次 (2001)「管理栄養士の新たなカリキュラムに期待すること」臨床栄養, 98(6), 657～660
- 大磯敏雄 (1980)『混迷のなかの飽食』医歯薬出版
- 杉森みどり・舟島なをみ (2009)『看護教育学 第4版増補版』医学書院
- 鈴木久乃 (2001)「管理栄養士養成施設新カリキュラム—私はこう評価する」臨床栄養, 98(6), 661～664
- 鈴木道子 (2008)「日本における栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷」東北大学大学院教育学研究科研究年報, 57(1), 445～457
- 鈴木道子 (2009a)「第9章 管理栄養士—養成システムの二重構造」橋本鉦市編著『専門職養成の日本的構造』, p 165～183, 玉川大学出版部
- 鈴木道子 (2009b)「日本における管理栄養士・栄養士養成施設の多様性とその変遷」東北大学大学院教育学研究科研究年報, 58(1), 33～56

田島治郎(1994)「草創期の栄養士」 日本栄養士会(1994)『栄養士制度発展のあゆみ—栄養士会50年のあゆみ—』, p1
～ 4

渡邊昌(2001)「管理栄養士養成施設のカリキュラム改正の概要」臨床栄養, 98(6), 650～656

Changes in the Standards for Determining Curricula and the Requirements for Lecturers at the Facilities for Training Registered Dietitians and Dietitians, and the Background for the Changes

Michiko SUZUKI

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

The framework for training registered dietitians and dietitians, including their definitions, training periods, and qualifications for taking national examinations, is specified by the Nutritionists Act. The standards for determining curricula, the requirements for lecturers, and equipment, etc. are specified by the Order for Enforcement of the Nutritionists Act, which is a government decree, and the Regulations for the Enforcement of the Nutritionists Act and the Regulations for the Designation of Registered Dietician Schools, which are ministerial ordinances, and the notifications from related ministries. With reference to these laws and regulations, this paper elucidates the changes in the standards for determining curricula and the requirements for lecturers and the background for the changes. The post-war standards for determining curricula followed the pre-war practical curricula specified by the Ministry of Health and Welfare, but as junior colleges and universities started training nutritionists and the national registered dietitian system was introduced, the Ministry of Education was more involved in this field. Amid the changes in the disease trends of citizens, the standards for determining curricula, etc. have been revised, with the purpose of improving the skills of dietitians and registered dietitians and making them more professional. From the research into the changes in the standards for determining curricula and the requirements for lecturers, it was found that practical nutrition, such as clinical and public ones, came to be studied separately from medicine and systematized.

Keywords : dietitians, registered dietitians, standards for determining curricula, requirements for lecturers, and practical nutrition